

奈良県内市町村の平成20年ラスパイレス指数（一般行政職）

	団体名	ラスパイレス指数 ①	地域手当補正後 ラスパイレス指数		地域手当		
			H20.4.1時点 ※1 ①×(1+②)÷(1+③)	(制度完成時) ※2 ①×(1+②)÷(1+④)	H20.4.1時点		制度完成時
					地域手当 支給率 ②	国の指定基準に基づく 地域手当支給率 ③	
12市	奈良市	98.0	98.0	(95.3)	7%	7%	10%
	大和高田市	94.1	90.5	(88.8)	0%	4%	6%
	大和郡山市	99.7	98.8	(96.1)	6%	7%	10%
	天理市	99.7	99.7	(94.4)	6%	6%	12%
	橿原市	99.3	101.2	(99.3)	6%	4%	6%
	桜井市	95.2	95.2	(95.2)	3%	3%	3%
	五條市	91.4	94.1	(94.1)	3%	0%	0%
	御所市	94.5	94.5	(94.5)	3%	3%	3%
	生駒市	100.3	100.3	(100.3)	6%	6%	6%
	香芝市	97.5	97.5	(97.5)	3%	3%	3%
	葛城市	90.1	90.1	(90.1)	3%	3%	3%
宇陀市	93.9	93.9	(93.9)	3%	3%	3%	
山辺郡	山添村	93.8	93.8	(93.8)	0%	0%	0%
生駒郡	平群町	92.2	92.2	(92.2)	3%	3%	3%
	三郷町	95.4	95.4	(95.4)	3%	3%	3%
	斑鳩町	95.9	95.9	(95.9)	3%	3%	3%
	安堵町	88.4	88.4	(88.4)	3%	3%	3%
磯城郡	川西町	91.9	91.9	(91.9)	3%	3%	3%
	三宅町	90.4	89.5	(89.5)	2%	3%	3%
	田原本町	91.9	91.9	(91.9)	3%	3%	3%
宇陀郡	曾爾村	93.6	93.6	(93.6)	0%	0%	0%
	御杖村	92.9	92.9	(92.9)	0%	0%	0%
高市郡	高取町	90.1	91.0	(91.0)	1%	0%	0%
	明日香村	93.1	95.0	(95.0)	2%	0%	0%
北葛城郡	上牧町	80.3	78.0	(78.0)	0%	3%	3%
	王寺町	94.1	94.1	(94.1)	3%	3%	3%
	広陵町	90.3	90.3	(90.3)	3%	3%	3%
	河合町	88.7	88.7	(88.7)	3%	3%	3%
吉野郡	吉野町	88.0	88.0	(88.0)	0%	0%	0%
	大淀町	93.4	93.4	(93.4)	0%	0%	0%
	下市町	89.7	89.7	(89.7)	0%	0%	0%
	黒滝村	89.2	89.2	(89.2)	0%	0%	0%
	天川村	88.3	88.3	(88.3)	0%	0%	0%
	野迫川村	80.2	80.2	(80.2)	0%	0%	0%
	十津川村	93.5	93.5	(93.5)	0%	0%	0%
	下北山村	86.0	86.0	(86.0)	0%	0%	0%
	上北山村	82.7	82.7	(82.7)	0%	0%	0%
県内平均	川上村	95.4	95.4	(95.4)	0%	0%	0%
	東吉野村	94.5	94.5	(94.5)	0%	0%	0%
	(県内市平均)	96.1					
全国平均	(県内町村平均)	90.5					
	(県計)	92.4					
	(全国市平均)	98.3					
	(全国町村平均)	94.2					
	(全地方公共団体平均)	98.7					

【ラスパイレス指数と算出方法】

ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を国家公務員の職員構成を基準として、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものである。

算出方法は、職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実務給料総額で除して得る加重平均です。

※1 H19.4.1現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出した地域手当補正後ラスパイレス指数

※2 H22の制度完成時における国基準の支給率により算出した場合の地域手当補正後ラスパイレス指数
（団体の支給率はH19.4.1現在）★下記（参考）を参照

（参考）国においては、給与構造の見直しに伴う給与水準の引き下げについて、経過措置（現給保障）を設けて段階的に実施することにしており、これと併せて、地域手当についても段階的に導入し、平成22年度までの5年間で制度を完成させることとしている。